

＜県民の皆さまへのメッセージ＞

本日、改正新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、東京都や埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県の7都府県を対象に発令されました。

県民の皆さんには、改めて次の4つについて、ご理解とご協力をお願いします。

- 咳エチケットや手洗いをはじめとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いします。
- 緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来や当該地域から本県への移動は控えるようお願いします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で転入される方につきましては、感染拡大防止の観点から2週間は外出を控えていただくとともに健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いします。
- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないようお願いします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることにつながります。

全県一丸となってこの困難を乗り越えていけるよう、皆さんのお力添えをよろしく願いいたします。

令和2年4月7日

福島県知事 内堀 雅雄

県主催イベント等の今後の対応について

令和2年4月5日
危機管理部

○4月1日の国の専門家会議において、感染状況から3つの地域区分ごとに想定される対応が示された。

- ① 「感染拡大警戒地域」では、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること。
- ② 「感染確認地域」では、人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をした上で、感染拡大のリスクの低い活動については実施。具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加を控えること。
- ③ 「感染未確認地域」では、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域、イベントなどについては、適切な感染症対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施すること。

○現在のところ、本県は「感染確認地域」にあたることから、県主催のイベント等に係る開催基準を以下のとおり改め、当面の間、適用することとする。

<県主催イベント等の開催基準>

- ◇国の専門家会議の提言を踏まえ、屋内での50人以上の集会・イベント等は、原則、規模の縮小、延期または中止とすること。
- ◇入学式や資格試験など、この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なものや参集範囲が限定されるものなどについては、「3つの密」を回避する対策を確実に講じたうえで実施すること。
- ◇上記以外のイベント等は、適切な感染症対策を講じた上でリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意しながら実施すること。